

第五條 党は左の機関を置く。

一、党大会、党大会は党の最高決議機関として毎度一回これを開く但し執行委員会に於て必要と認めたる場合は臨時之を開くことを得

二、執行委員会、執行委員会は党の常務執行機関として党大会及委員会の決議に基き、諸般の党務を処理す。

第六條 党役員を左の如く定め任期を一年毎とす。
三、委員会、委員会は党の常務決議機関として諸般の党務を決議す。

第七條 党員は党として年額二十銭を毎年六月及十二月に分納するものとす。

第八條 党經費予算は執行委員会に於て原案を制作製し大会の協賛を経て

第九條 党の会計は執行委員会に於て責任を負ふものとす。
第十條 党規は党大会に於て多数決を以て改正する事を得、

附則 党細則は別々の之れを定む

労働農民衆党 綱領、政策、規約

綱領

- 一、我等は無産階級的生活権を確立し合法的手段に依り政治並に経済組織の改革を期す。
- 二、我等は資本主義の生産並に分配方法に裏する不合理なる諸制度、改革を期す。
- 三、我等は特権階級の権利を代表する既成政党並に社会進歩の過程を無視する急進主義者を排斥し議會政治の徹底的改革を期す。

政治

- 一、普通選挙の徹底
- 二、議院制度の改革
- 三、無産階級運動を抑制する諸法令の撤廃
- 四、殖民地に於ける差別の撤廃
- 五、軍備の縮小を兵卒待遇の改善
- 六、徴兵制度の基く本
- 七、家族の窮乏者扶助実施
- 七、財政並に税制の根本的改革
- 八、地租所得税、相続税、資本利子等、累進賦課
- 八、生活必需品の消費税撤廃
- 九、金融機関の民衆化
- 九、教育制度の根本的改革
- 十、普通教育の公費制徹底
- 十、高等教育機関の民衆化
- 十、劃一的教育の打破
- 十一、冤罪並に不審拘束に対する國家の補償
- 十一、國民外交の確立